

本学に入学を希望される皆様へ

「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の対応について

令和6年6月にこども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律。以下、法という。)が成立し、令和8年12月25日に施行される予定です。同法により、こどもに対して教育を行う事業者である学校等は、こどもに対する性暴力を防ぐための取組を求められます。本学の教育課程では、多くの学生が法の対象事業者である学校等で教育実習等を行うことから、同法の施行及びこれに伴う本学の対応の留意点について、下記のとおりお知らせします。

記

【こども性暴力防止法に関する留意点】

- ・ 実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、実習先の学校等の判断により特定性犯罪前科の有無の確認（犯罪事実確認）が必要となる場合があります。この手続きを求められた場合、学生本人からこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・ 犯罪事実確認の結果、性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する教育実習等はできないことになります。
- ・ 対象となるのは、法の施行日以降に実施する実習です。
- ・ 法制度の詳細は、こちらをご覧ください。
こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」
URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

【本学の対応】

- ・ 法に基づく犯罪事実確認の実施に関わらず、特定性犯罪前科があると判明した学生は対象事業者の学校等での教育実習等はできないものとします。
- ・ 入学後の適切な時期に、法の内容や本学の対応に関する留意点を確認いただき、法の対象となる教育実習等に参加する前には、性犯罪前科がない旨の記載を含む誓約書の提出を求めます。
- ・ 教育実習を行うことができない場合、卒業（修了）時に教育職員免許状取得のための所要資格を満たさず、卒業（修了）時に免許状を取得できなくなります。
- ・ 本学の教育課程で必修とする教育実習等の授業科目を修得することができない場合、本学の卒業（修了）要件を満たさず、卒業（修了）できない可能性があります。

このことについて、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)
学務部入試課：電話：072-978-3324